

# 所得稅の確定申告説明会などのご案内

確定申告の申告相談会場や広域申告センターが設けられます。ぜひご利用ください。

	日時	場所	内容
年金所得者の 事前集合指導	2月7日(火)～ 10日(金) 午前10時～正午、 午後1時～3時	京都 JA 会館 5階501号室 (南区東九条西山 王町1 地下鉄 京都駅または九 条駅徒歩5分)	相談や 申告書 の受付
税理士による 申告相談会場	2月16日(木)・ 17日(金) 午前10時～正午、 午後1時～3時	大谷婦人会館 3階 比叡の間 (花屋町烏丸通西 入 地下鉄五 条駅徒歩2分)	//
広域申告 センター	2月19日、26日 いずれも日曜日 午前9時～午後5時	池坊短期大学美 心館地階 アッ センブリホール (四条通室町西入 地下鉄四条駅、 阪急烏丸駅徒歩 5分)	//

注意  
 ○昨年と会場や日程が変更されています。  
 ○各会場の受付は、混雑状況により早めに終了する場合があります。  
 ○譲渡所得・贈与税及び相続税のアドバイスは行いません。

**市・府民税と所得稅の申告はお早めに**  
**申告期間は2月16日(木)～3月15日(木)です**  
**※土・日を除く**  
**市・府民税の申告は区役所へ**

平成24年1月1日現在、区内在住で、平成23年中の所得金額が市・府民税の基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の合計額を超える方は、区役所市民税課へ市・府民税の申告をしてください。なお、前年に申告された方へは、1月中に申告書の用紙を送付します。

ただし、次のような方は通常、申告は不要です。

- ①平成23年分の所得稅の確定申告をした方
- ②平成23年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方

### 所得稅の確定申告は税務署へ

次のいずれかに該当する方は、税務署へ所得稅の確定申告をしてください。

- ①事業所得や不動産所得などから算出される所得稅額がある方
- ②給与と所得以外の所得金額が20万円を超える方や給与収入が2千万円を超える方など

※公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、所得稅の確定申告が不要になりました。(所得稅の還付を受けるための申告書を提出することはできません)

### 所得稅が戻る場合があります

給与所得者や公的年金などの受給者で、次のいずれかに該当する方は、税務署へ所得稅の確定申告書を提出すると、源泉徴収された税金が還付されることがあります。

- ①給与支払者や公的年金などの支払者へ届け出ている所得控除以外に、社会保険料や生命保険料などの所得控除がある方
- ②多額の医療費を支払った方
- ③住宅ローンの融資を受けて住宅を取得した方

### 簡易な確定申告は区役所でも受け付けます

給与所得者の還付申告や公的年金収入だけの簡易な確定申告書は、申告期間中、区役所市民税課でも受け付けます。  
 ☎ 市民税課市民税担当 (☎ 371-7172)、下京税務署 (☎ 351-9161)

## 所得稅の確定申告は、e-Tax をご利用ください

e-Tax (國稅電子申告・納稅システム) をご利用いただくと次のようなメリットがあります。

- ①國稅庁ホームページから電子申告ができる
- ②最高4,000円の稅額が控除される
- ③添付書類の提出が省略できる場合がある
- ④還付金を早く受け取ることができる
- ⑤所得稅の確定申告期間中は24時間いつでも利用可能

自宅のオフィスや事務所などからインターネットを利用して、申告、申請・届出などを行ってください。

詳しくはお問い合わせいただくか、インターネット **e-Tax** 検索 でご覧ください。

☎ 市民税課市民税担当 (☎ 371-7172)、下京税務署 (☎ 351-9161)

### 区役所で無料稅務相談を実施 税理士がお答えします。

**日時** 2月7日(火) 午後1時30分～4時  
(受付時間は午後1時～3時30分)  
**場所** 区役所1階 **申込み** 当日受付  
 ☎ 市消費生活総合センター (☎ 256-1110)

## おしらせ

今月号で「下京歩塾 第2期生募集」のお知らせを予定していましたが、都合により募集を延期させていただきます。

募集時期が決まり次第、再度募集をお知らせします。ご迷惑をおかけしますが、いましばらくお待ちください。

## けすぞう君のQ&A 1月26日は「文化財防火デー」です。



**Q 「文化財防火デー」はなぜ制定されたの？**  
**A** 昭和24年1月26日に、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺(奈良県斑鳩町)の金堂が炎上し、壁面が焼損しました。この事件は国民に強い衝撃を与え、火災などの災害から文化財を保護する機運が高まり、翌25年に文化財保護法が制定され、30年には1月26日が「文化財防火デー」と定められました。

**Q 下京区にも「文化財市民レスキュー体制」はありますか？**  
**A** 下京区では13文化財建造物で「文化財市民レスキュー体制」を構築し、活動を行っています。

**Q 「文化財防火デー」は、毎年この「文化財防火デー」を中心に、1月23日～29日の1週間「文化財防火運動」を展開しています。**  
 ☎ 下京消防署 (☎ 361-4411)  
**1月15日(日)**  
**1月21日(土)**  
**防災とボランティア週間**

**Q 京都市では文化財を災害から守るため、どのような取組をしていますか？**  
**A** 京都市では文化財を災害から守る制度として「文化財市民レスキュー体制」と、「文化財防火マイスター」という2つの取組を独自に実施しています。

**Q 「文化財市民レスキュー体制」とはどのような取組ですか？**  
**A** 文化財の所有者と地域住民が協力して、平時の火災予防や、災害発生時の消火、通報、文化財の搬出など初動活動を実施して文化財を守ろうという制度で、平成12年度から取り組んでいます。

**Q 「文化財防火マイスター」とはどのような取組ですか？**  
**A** 文化財の近くにいる機会が多い観光ガイドの方に防火・防災の知識を身に付けていただき、災害発生時に活動していただく取組です。具体的には観光客の避難誘導や応急救護、建物の初期消火、文化財の搬出などの活動を実施していただきます。

## 我が身を守るための学習会受講者募集！

下京区の安心安全なまちづくり推進のため、日頃から地域やご家族で防犯対策や交通マナーについて、正しい知識と対策を知っておくことが大切です。

今回は、七条警察署のご協力を得て、下京区内の犯罪状況の報告や身を守るための護身術、そして自転車交通マナーについて講演していただきます。多数のご参加をお待ちしています。

**日時** 2月22日(水) 午後2時～3時30分  
**場所** 区役所4階会議室  
**対象** 区内に在住、通勤、通学している方  
**内容**  
 1 下京区内の犯罪の現状について  
 2 交通事故の現状及び自転車交通マナーについて  
 3 下京区基本計画、夜間門灯点灯運動について  
 4 女性にも出来る護身方法(実習)  
**定員** 80人 **費用** 無料  
**申込み** 1月16日(月)～2月20日(月)の間に、窓口、電話、FAXにて受付  
**主催** 下京区生活安全推進協議会  
 ☎ まちづくり推進課 (☎ 371-7170、FAX361-8893)